

## 令和8年度北九州港港湾調査データ作成業務 公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、取り扱うデータが特殊であり、そのデータ入力の一部をシステム化することで作業の大幅な効率化及び委託費の大幅な削減を実現していることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

### 2 業務概要

(1) 業務名 令和8年度北九州港港湾調査データ作成業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 業務の目的

統計法第2条第4項の基幹統計として、同法第18条の規定及び港湾調査規則で定められた「港湾調査」を行うにあたり、北九州港内で業務を行う港湾事業者等から提出された調査票等を解読、入力し、集計可能な統計データを構築していくもの。

イ 業務遂行場所

北九州市港湾空港局門司庁舎内  
(北九州市門司区西海岸1丁目2番7号)

ウ 業務履行機関

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 業務の内容

(ア) NACCSデータ情報のダウンロード

(イ) データ作成準備業務

a 調査票及びマニフェストの受領

※調査票約500枚/月、マニフェスト約2,000枚/月

b 調査票、マニフェスト提出状況の管理及び未提出者等への督促

c 貨物情報の取込、システムとの数量突合、各種資料作成

d 業務統計資料の作成

(ウ) データ作成業務

a 船舶用データ作成

- b 航路の変更
- c コンテナデータ作成
- d NACC S用データ作成
- e その他補足データの作成
- f 港コードの変更

(エ) データ入力業務

- a 調査票の入力
  - ※データ登録件数 約4,000件/月
- b ガントリークレーン未使用の岸壁で荷役したコンテナの入力
- c フィーダー船の入力
- d マニフェスト見返し作業
- e サイバーポート対応調査、再入力業務

(オ) コンテナ船チェックボックスクリック作業

(カ) データ補正作業

- a コンテナ貨物における港、品目データの修正作業を実施
  - ※Access 及び Excel で抽出した対象コンテナについて、マニフェスト及び NACC S データを確認し、データの修正作業を行う。
  - ※マニフェストは英語で記載
  - ※件数 約10,000件/月
- c もれ船データの確認・入力
- b エラー修正作業
  - ※システムで抽出されたエラー（外航内航区分、定期不定期区分、入港目的など）の修正
  - ※件数 約50件/月

(キ) 速報値集計作業

(ク) 報告書の作成

- a 港湾統計月報の作成（毎月）
- b 港湾統計年報の作成（年1回）
- c 港湾施設の利用状況のデータ作成（年1回）

(ケ) 確定値作成業務

1月～12月分の入力作業が完了次第、年間データの補正作業を行う。作業内容については、物流振興課担当者の指示に従う。

(コ) 引き継ぎ書の作成

既存マニュアルの改訂を適宜行う。また、物流振興課担当者との協議内容や決定事項は別途記録すること。

オ 業務計画書及び業務完了報告書の提出

※業務計画書は、契約後速やかに提出すること。

※業務完了報告書は、毎月5日までに前月の業務実施結果及び処理状況等を記載し提出すること。

カ 業務遂行に伴う情報資産保護の遵守

※業務実施に際し、北九州市情報セキュリティに関する規定及び関係法令を遵守すること。

※取り扱う情報は個別の企業情報であるため、業務遂行上知り得た秘密は外部に漏らさず、それらの取り扱いについては細心の注意を払うこと。

※別紙様式にて、「保護体制調査書」「従事者届」「誓約書」等の必要書類を提出すること。

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 地理的要件

ア 業務の実施は港湾空港局門司庁舎内で行い、そのために必要な人員を配置すること。

イ 港湾統計に使用するデータは港湾空港局門司庁舎内で使用し、庁舎外に持ち出さないこと。

ウ データ入力には港湾空港局門司庁舎にある端末へ直接行い、他の機器を使用しないこと。

#### (3) 技術的要件

ア データ入力に際しては、RPAなどのシステムを開発し入力業務の効率化及び正確性を確保すること。

イ Access (Microsoft 社開発ソフトウェア) を使用したエラーチェック、データ抽出などを行うため、Access に精通した人員を配置することが望ましい。

#### (4) 指名及び契約の実績

ア 統計業務または物流調査などの契約実績があるか、指名業者としての実績があること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市門司区西海岸1丁目2番7号

担当課名 北九州市港湾空港局港営部物流振興課

電話番号 093-321-5941 FAX番号 093-321-5936

##### (2) 説明書に対する質問受付及び回答

###### ア 受付期間

令和7年9月16日から令和7年10月8日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで

###### イ 受付担当課

(1) に同じ。

###### ウ 回答

受付担当課から回答する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和7年9月16日から令和7年10月8日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1) に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

###### エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市港湾空港局物流振興課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。